

介護老人保健施設入所

重要事項説明書

医療法人社団 健育会

介護老人保健施設しおん

事業所番号 0450280086

〒986-0015

宮城県石巻市吉野町1丁目7番1号

TEL (0225) 21-5155

FAX (0225) 21-5156

介護老人保健施設 しおん 重要事項説明書
施設サービス
(令和7年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 しおん
- ・開設年月日 平成24年4月1日
- ・所在地 石巻市吉野町1番地7番1号
- ・電話番号 0225-21-5155
- ・ファックス番号 0225-21-5156
- ・管理者名 管理者 白幡 一夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設0450280086

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設しおんの運営方針】

「要介護、要支援利用者の方の尊厳を守り、安心できる療養生活を送っていただきそして、安心して在宅復帰をしていただくための準備を支援する。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
医 師	1		
看護職員	5	4	1
薬剤師		1	
介護職員	33	17	5
支援相談員	2		
理学療法士	7		
作業療法士	1		
言語聴覚士	1		
管理栄養士	2		
栄養士	0		
介護支援専門員	1	1	
事務職員	3		
調理員	7	3	

(4) 入所定員等定員100名 （1ユニット10名 10ユニット）

(5) ハラスメントの防止

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①当施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(6) 感染症対策について

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②当施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(7) 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(8) 高齢者虐待防止の推進について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①当施設では、ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④当施設は、次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：事務長 氏名：村中 めぐみ

(9) 認知症介護基礎研修の受講について

当施設において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させます。

(10) 口腔衛生管理の強化について

当施設において、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行います。

(11) 栄養ケア・マネジメントの充実について

当施設において、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置をするとともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行います。

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
朝食 午前 8時00分～午前10時00分頃
昼食 午前12時00分～午後 2時00分頃
夕食 午後 5時30分～午後 7時30分頃
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

《協力医療機関》

名 称 医療法人社団 健育会 石巻健育会病院
住 所 宮城県石巻市大街道西3丁目3番27号

《協力医療機関》

名 称 石巻市立病院
住 所 宮城県石巻市穀町15番1号

《協力歯科医療機関》

名 称 いしのまき訪問歯科クリニック
住 所 宮城県石巻市山下町1丁目7番26号 1階

4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用申し込みの際にご記入いただいた[緊急連絡先]に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

《食 事》

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

《面会時間》

月曜日から金曜日までが、午前は10:00～11:30、午後は2:00～4:00とします。土曜日、日曜日、祝日はご対応できません。面会の際は事務所前の面会簿およびチェックリストに所定事項を記入してください。

《外出・外泊》

希望される際は事前に職員までお申し出下さい。

《飲酒・喫煙》

飲酒は原則禁止となります。喫煙は敷地内全面煙となります。

《火気の取扱い》

火気を伴う器具類は持ち込まないで下さい。

《設備・備品の利用》

利用される方々の療養生活をよりよいものにするためにご用意しております。本来の用法に従って大切にお取扱いされますようお願い致します。なお、故意による破損などにおきましては、修理代金等を請求する場合があります。

《所持品・備品等の持ち込み》

持ち込んだものすべてに名前の記入をお願いします。名前がないものに関して、万一紛失されても責任は負いかねます。テレビ等の持ち込みは原則禁止致します。

《金銭・貴重品の管理》

貴重品（多額の現金、通帳、貴金属等）は持ち込まない様にして下さい。貴重品・携帯電話は基本的に利用者管理となります。万一紛失されても当施設では責任は負いかねます。

《外泊時等の施設外での受診》

外泊・外出時に医療機関を受診される際は、当施設までお知らせ下さい。手続きが遅れますと医療費が全額自己負担（10割負担）になることがあります。

《宗教活動》

布教活動等、他の利用者の療養生活の妨げになるような行為はご遠慮願います。

《ペットの持ち込み》

療養上必要と思われる動物の出入り（アニマルセラピー等）はありますが、その他のペットの持ち込み、飼育に関してはお断り致します。

6. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー、消火器、屋内消火栓

防災訓練：年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談、行政機関その他の苦情受付機関

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

しおん利用者相談窓口 支援相談員 電話 0225(21)5155

石巻市 介護保険課 介護保険担当係 電話 0225(95)1111

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 022(222)7079

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設しおんでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１・第２・第３段階にある次のような方です。

【利用者負担第１段階】

生活保護受給者の方・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方

【利用者負担第２段階】

世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方

【利用者負担第３段階①】

世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方

【利用者負担第３段階②】

世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方

- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

利用者負担額 段階	食費の負担限度 額	居住費等の 負担限度額
第１段階	300円	880円
第２段階	390円	880円
第３段階①	650円	1,370円
第３段階②	1,360円	1,370円

※上記表中は、負担上限額にて記載しておりますが、低い額を設定する場合、その額を記入して下さい。

介護老人保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れます。また、計画の内容については同意をいただくようになります。

（医療）介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

※薬について：薬が変更になる場合があります。

効果は同じですが、名前の違う薬を使用する場合があります。

（リハビリテーション）原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

（栄養管理）心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

（生活サービス）当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

（1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割から3割の自己負担分です）

	（1割）	（2割）	（3割）
・要介護1	876円	1,752円	2,628円
・要介護2	952円	1,904円	2,856円
・要介護3	1,018円	2,036円	3,054円
・要介護4	1,077円	2,154円	3,231円
・要介護5	1,130円	2,260円	3,390円

《介護保健施設サービス加算》

- ◆ ユニットケアにおける施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算します。
- ◆ やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、及び身体的拘束等の適正化のための指針等を整備等の措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施加算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算します。
- ◆ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、1日につき5単位を所定単位数から減算します。
- ◆ 感染症や災害が発生したことを想定した業務継続計画を策定していない場合には、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算します。
- ◆ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合には、協力医療機関連携加算として、1月につき100単位（令和7年3月31日まで）、50単位（令和7年4月1日以降）、もしくは5単位加算されます。
- ◆ 感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応する体制を確保した場合には、高齢者施設等感染対策向上加算として1月につき、（Ⅰ）10単位か（Ⅱ）5単位、もしくは（Ⅰ）10単位および（Ⅱ）5単位が併せて加算されます。
- ◆ 入所者が厚生労働大臣が定める※感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合、1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。（※ただし、令和6年1月22日時点で指定されている感染症はない）
- ◆ 施設基準に適合した夜勤職員を配置した場合は1日につき、24単位加算されます。
- ◆ 介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務改善に向けた活動を継続的に行い、基準に適合した場合には、生産性向上推進体制加算として次のいずれかが加算されます。1月につき、（Ⅰ）100単位、（Ⅱ）10単位

- ◆ リハビリテーション実施計画に基づき、入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、1日につき258単位もしくは200単位が加算されます。
- ◆ 認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって改善が見込まれる判断されたものに対して、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位もしくは120単位加算されます。
- ◆ 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められ、介護を必要とする認知症の入所者に対して施設サービスを行った場合は、1日につき76単位加算されます。
- ◆ 若年性認知症入所者を受け入れた場合は、1日につき120単位加算されます。
- ◆ 外泊をした場合は、1月に6日を限度として1日につき362単位加算されます。ただし、外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ◆ ターミナルケア計画に基づきサービスを提供した場合は、死亡日以前31日以上45日以下について1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下について1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき910単位を、死亡日については1日につき1,900単位加算されます。
- ◆ 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）として、1日につき51単位加算されます。
- ◆ 入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき次のいずれかが加算されます。初期加算（Ⅰ）60単位もしくは初期加算（Ⅱ）30単位
- ◆ 現病歴等の情報共有をするために協力医療機関と定期的に会議を開催した場合には、協力医療機関連携加算として、1ヶ月につき、100単位もしくは5単位加算されます。
- ◆ 入所前後に訪問し施設サービス計画の策定等を行った場合は、区分に応じて450単位もしくは480単位、入所期間が1ヶ月を超える試行的退所が見込まれる入所者・家族に指導をおこなった場合は、入所中に最初に試行的な退所を行った月から3ヶ月間に限り400単位、退所時に文書にて社会福祉施設等に情報提供を行った場合は500単位もしくは250単位、退所前に居宅事業所と連携し調整を行った場合は600単位もしくは400単位、加算されます。
- ◆ 医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者を対象に、再入所時栄養連携加算として、200単位加算されます。
- ◆ 退所する※利用者の栄養管理に関する情報を退所先の医療機関等に提供した場合には、退所時栄養情報連携加算として、70単位加算されます。（※厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者。特別食とは、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する、腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食。単なる流動食及び軟食を除く）
- ◆ 医師、管理栄養士、看護師等が共同して栄養ケア計画に基づき栄養管理を行い、食事の観察を週3回以上実施した場合は、栄養マネジメント強化加算として1月につき11単位加算されます。
- ◆ 経口移行計画に基づき経管により食事を摂取している入所者が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、180日以内を限度に1日につき28単位加算されます。
- ◆ 経口維持計画に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合1月につき400単位、1ヶ月につき100単位が加算されます。
- ◆ リハビリテーション、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める基準に適合する場合には、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、次のいずれかが加算されます。1月につき、（Ⅰ）53単位、（Ⅱ）33単位
- ◆ 厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であり、入所者家族との連絡調整を行っていること、入所者が希望する指定居宅介護支援事業所に対して、居宅サービスに必要な情報を提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合は、在宅復帰支援機能加算として1日につき10単位加算されます。
- ◆ 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合は、1月に1回、連続する3日を限度に1日につき518単位加算されます。
- ◆ 入所者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
- ◆ 入所者に適切な医療を提供する観点から、投薬、検査、注射、処置等を行った場合1月に1回、連続する7日を限度とし1日につき239単位加算されます。
- ◆ 認知症介護に係る専門的な研修を修了した者が認知症ケアを行った場合には1日につき3単位、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を配置している場合は1日につき4単位が加

算されます。

- ◆ 認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所するのが適当であると判断した者に対し、施設サービスを行った場合には、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位加算されます。
- ◆ 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐための基準に適合する場合には、認知症チームケア推進加算として、次のいずれかが加算されます。1月につき、（Ⅰ）150単位、もしくは（Ⅱ）120単位
- ◆ 排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、下記の単位が加算されます。

	排せつ支援加算（Ⅰ）	排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅳ）
加算単位数	10単位/月	15単位/月	20単位/月	100単位/月

- ◆ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、下記の単位が加算されます。

	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）
加算単位数	3単位/月	13単位/月	10単位/月

- ◆ サービス提供体制強化加算で介護職員の総数のうち、下記の基準を満たしている場合は、次のいずれかが算定されます。

	サービス提供強化加算Ⅰ	サービス提供強化加算Ⅱ	サービス提供強化加算Ⅲ
加算単位数	22単位/日	18単位/日	6単位/日
算定要件	・介護福祉士80%以上 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上 （いずれかに該当した場合算定）	・介護福祉士60%以上	・介護福祉士50%以上 ・常勤職員75%以上 ・勤続7年以上介護福祉士30%以上 （いずれかに該当した場合算定）

- ◆ 運営基準における事故発生又は再発を防止する為の措置が講じていない場合、5単位/日減算されます。または、外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることで20単位/回加算されます（入所時1回を限度として）。
- ◆ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）～（Ⅱ）の厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、下記のいずれかの単位が加算されます。

	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
加算単位数	40単位/月	60単位/月

- ◆ 自立支援促進加算の厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、280単位/月が加算されます。
- ◆ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、下記の単位が入所者1名につき、それぞれ1回を限度とし加算されます

	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）
加算単位数	140単位/回	70単位/回	240単位/回	100単位/回

- ◆ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（利用料金の合計×7.5%円）

（2）その他の利用（基本料金の他に別途かかります）

- ① 食費 / 1食 朝食500円 昼食680円 夕食700円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 入所者が選定する特別な食事の費用 / その都度実費
通常の食事以外で特別メニューを設定している施設において、特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。
- ③ 住費（療養室の利用費） / 1日 ユニット型個室 / 2,066円
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
※ ①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から上記3段階まで）の利用者の自己負担額については、上記をご覧ください。
- ④ 入所者が選定する特別な療養室料/1日 日和山・牧山ユニット 1,000円

(個室 B の利用を希望される場合にお支払いいただきます。外泊時にも室料をいただくこととなります。)

- ⑤ 個室 A (テレビ設置) / 1 日 800 円
- ⑥ 持込家電 1 家電 / 1 日 50 円 選択実費 (下記をご参照ください)
- ⑦ 日常生活品費 選択実費 (下記をご参照ください)
- ⑧ おやつ代 / 1 日 72 円
施設で提供するおやつをお取いただいた場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 教養娯楽費 (その都度実費をいただきます。)
倶楽部やレクリエーションで個別に使用する材料 (折り紙、習字道具、粘土等) をご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑩ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
- ⑪ 健康管理費 (その都度実費をいただきます。)
インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑫ 各種証明書 (その都度実費をいただきます。)
領収書や診断書等、必要な証明書を発行した場合にお支払いいただきます。
- ⑬ その他 (その都度実費をいただきます。)
施設療養上、個人で使用する必要な物品等について購入した場合にはお支払いいただきます。

日常生活品費 選択実費

項目	単価 (税込)	申込
おしぼり (5 枚まで)	110 円 / 日	要 ・ 不要
バスタオル (2 枚)	120 円 / 日	要 ・ 不要
フェイスタオル (1 枚)	35 円 / 日	要 ・ 不要
持込家電※	50 円 / 日 1 家電	要 ・ 不要

※テレビ設置申込済の場合には、持込家電の料金は不要です

以上

重要事項説明にかかる同意書

年 月 日

< 事業者 >

所在地 宮城県石巻市吉野町1丁目7番1号

名称 医療法人社団 健育会 介護老人保健施設 しおん
(事業所番号 0450280086)

代表者 竹 川 節 男

施設長 白 幡 一 夫

印

説明者(所属)

(氏名)

印

介護老人保健施設のサービス(入所、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション)を利用するにあたり、介護老人保健施設しおん利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。

以上

< 利用者 >

住 所
氏 名 印
電話番号

< 身元引受人 >

住 所
氏 名 印
電話番号

このページは白紙です